

**平成28年三重県議会定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料  
目次**

**◎所管事項**

1	『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への 回答について【戦略企画部関係】	1
2	みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）について【戦略企画部関係】	5
3	三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月改訂版）（案） について	13
4	三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）について	15
	<別添資料1> 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）	
	<別添資料2> 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）新旧対照表	
5	ひとづくり政策について	17
6	広域連携の取組（知事会議の開催結果）について	21
7	審議会等の審議状況について	23

**◎議案補充説明**

議案第29号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を 改正する条例案	25
議案第66号	みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の策定について	

平成28年3月8日  
戦略企画部

- 1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)  
最終案に対する意見」への回答について

**【戦略企画部関係】**

戦略企画雇用経済常任委員会

番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営1	「みえ県民カビジョン」の推進	戦略企画部	<p>県民指標等の目標値は、未達成の場合にも説明責任を十分果たせるよう、数値の積み上げなど具体的な根拠をもって設定するなど検討いただきたい。</p>	<p>目標値については、妥当性の視点から、目標値の難易度が妥当であるかを考えて、挑戦的かつ実現可能性のある目標値を設定しました。</p> <p>具体的には、①平成31年度末での到達目標としてどれくらいの目標値が妥当か、あるいは②毎年度の進捗見込みを踏まえると平成31年度の目標値としてはどれくらいが妥当か、また③100%や0（ゼロ）を目標値とするものについては、本当に達成可能な目標として妥当かなど、目標値の確かさについて議論を重ね、今回、目標値を設定しました。</p> <p>また、毎年度の目標値の設定についても、実績値の要因分析を行い、当年度の取組を勘案して目標設定したいと考えています。</p> <p>県民の皆さんに成果を届けるため、その目標達成に向け、しっかりと取組を進めていきます。</p>

## 2 みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）

について 【戦略企画部関係】

## 施策 227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

### 県民の皆さんとめざす姿

県内高等教育機関における学びの選択肢が増えるとともに、各機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増えています。

また、県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、学生と地域との結びつきが強まっています。

### 現状と課題

- 平成 26 (2014) 年度の本県の大学収容力指数<sup>注)</sup> 1 は 45.0 で全国 45 位と低く、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合も約 2 割と低くなっており、大学収容力の向上をはじめ県内高等教育機関における学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上・充実が求められています。
- また、県内大学の卒業生が県内企業に就職した割合も 5 割を切っており、就職時の若者の県内定着が課題となっています。
- 平成 24 (2012) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 4 年間、県民力を高める絆づくり協創プロジェクト「県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」の中で、地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングを進めてきましたが、より一層の促進が求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

本県で学び、成長したいという希望を持つ若者の希望の実現に向けて、学びの選択肢の拡大に取り組めます。

本施策を推進するにあたり、県内全ての高等教育機関と県とで「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」を創設し、企業、NPO・地域団体、市町など、地域のさまざまな主体とも連携しながら、一体となって課題解決に取り組めます。

### 取組方向

- 大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育機関における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。
- 学生の確保や学生の県内への定着等に取り組む県内高等教育機関を支援するとともに、県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図るため、「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」の取組を推進します。これらの取組により、県内高校卒業生の県内高等教育機関への入学者の増加を図るとともに、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就職率向上につなげます。
- 若者の県内定着を促進するため、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。
- 地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングのより一層の促進を図ります。

平成 31 年度末での到達目標

県内高等教育機関における教育や研究、地域貢献の取組が充実し魅力が高まることにより、三重県で学び、働く若者が増え始めています。

また、学生を中心とした県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、地域の課題解決に向けた取組が活発化するとともに、地域に関心を持つ学生が増加しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関卒業生の 県内就職率 <span style="float:right">創</span>	49.0% (26年度)	59.0%	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合

  

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<b>22701 県内高等教育機関の魅力向上・充実</b> (主担当：戦略企画部戦略企画総務課) 学生確保や学生の県内への定着等に取り組む県内高等教育機関に対し助成を行います。 「高等教育コンソーシアムみえ(仮称)」の取組を通じて、県内高等教育機関の魅力向上・充実を図ります。 若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。	県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数	0人	200人
	【目標項目の説明】 県内高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校)への県内高等学校および中学校からの入学者の増加数		
<b>22702 県内高等教育機関と地域との連携の促進</b> (主担当：戦略企画部戦略企画総務課) 地域活動に関心がある県内高等教育機関の学生と課題を抱える地域のさまざまな主体とのマッチングを促進します。	「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数	0人	1,000人
	【目標項目の説明】 「学生×地域活動」サポート情報局および県内高等教育機関のボランティアセンター等を利用して地域活動に参加した学生の延べ人数の増加数		

注) 1 大学収容力指数：県内外からの県内大学への入学者数/前年度に県内高等学校を卒業した者のうち国内大学への入学者数×100。

## 行政運営 1 「みえ県民カビジョン」の推進

### めざす姿

第二次行動計画に基づく政策が進み、県民の皆さんが「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向けて「協創」の取組が一層広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

### 現状と課題

- 第一次行動計画では、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を運用し、進行管理を行ってききましたが、各施策の「県民指標」の達成割合が目標に達していない状況です。今後も引き続き、県政の取組の成果を確実に県民の皆さんに届けるよう取り組んでいく必要があります。
- 人口減少社会の本格的な到来に向けて自然減対策と社会減対策の取組を一層加速させていく必要があるため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。人口減少に歯止めをかけるため、本戦略に基づく取組を着実に推進する必要があります。
- 南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災および減災の取組を進めることが喫緊の課題になっていることから、大規模自然災害に対する県の取組方針「三重県国土強靱化地域計画」を策定しました。今後は本計画に基づく取組を着実に推進する必要があります。
- 全国知事会や他府県等と連携し、県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向け、取組等を進めてきました。今後も引き続き、他府県等と連携し取組を進めていく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進め、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながるよう、新しい豊かさ・協創の視点から、施策を展開するとともに、施策の的確な進行管理を行います。

### 取組方向

- 第二次行動計画における「県民指標」等の達成や「幸福実感指標」の向上に向けて、計画の的確な進行管理と各部局に対する支援を行います。また、年度ごとの重点的な取組方向を明らかにした「三重県経営方針」を策定するとともに、「成果レポート」を公表し、計画の進捗状況を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。
- 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標（目標年度：平成 31（2019）年度）の達成に向けて、的確な進行管理と各部局に対する支援を行います。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」との調整を図りながら「三重県国土強靱化地域計画」の的確な進行管理を行います。
- 全国知事会や他府県等と連携し、広域的な課題の解決に向け取組を進めます。

平成31年度末での到達目標

第二次行動計画に基づく施策、事業や、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「三重県国土強靱化地域計画」に基づく事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ、幸福実感が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
各施策の「県民指標」の達成割合	48.2% (26年度)	70.0%	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
	<b>40101 「みえ県民カビジョン」の進行管理</b> (主担当：戦略企画部企画課) 第二次行動計画に基づく施策、事業や、個別計画である「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「三重県国土強靱化地域計画」に基づく事業が的確に推進されるよう各部局を支援するとともに、進捗状況を把握し、県民の皆さんに広く情報提供します。	各施策の「県の活動指標」の達成割合	67.0% (26年度)
	【目標項目の説明】 各施策の「県の活動指標」のうち、目標値を達成した項目が全体に占める割合		
<b>40102 広域連携の推進</b> (主担当：戦略企画部政策提言・広域連携課) 全国知事会や他府県等と連携し、広域的な課題の解決に向け取組を進めます。	新たに具体的な連携取組を開始した事業数(累計)	—	40件
	【目標項目の説明】 他府県等と連携し新たに具体的な取組を開始した事業数		



## 行政運営 5 広聴広報の充実

### めざす姿

県民の皆さんの視点に立った県政情報の発信や、県政に対する意見や評価が適切に把握されるなど、充実した広聴広報活動が行われています。これにより、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼が深まり、県政への積極的な参画や提案など、「協創」の三重づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- ICT（情報通信技術）の普及拡大による広報媒体・コミュニケーション構造の多様化や、激化する地域間競争に対応していくため、平成26（2014）年度に策定した「三重県広聴広報アクションプラン」に基づき、戦略的・計画的な広報活動および政策形成につながる広聴活動の実現に取り組んでいます。
- 戦略的・計画的な広報活動を展開していくためには、県広報紙をはじめ、テレビ・ラジオや新聞、インターネット等、さまざまな広報媒体を効果的に活用した、情報発信におけるクオリティ・コントロール（品質管理）を行う必要があります。さらに、企業の誘致や移住・定住の促進に向けて、県外・海外に向けた県の認知度向上やイメージアップに取り組むため、ターゲットを明確にした訴求効果の高い広報活動を展開していく必要があります。
- 県政に対する幅広い「県民の声」を集約して県政に反映していくためには、県民の皆さんからの声に誠実に応え、改善を図るとともに、県から県民の皆さんに積極的に働きかけ、提言、意見などを求めていくことが必要です。

### 新しい豊かさ・協創の視点

必要な情報が県民の皆さんに正しく的確に伝わることを基本として、暮らしの安全安心、多様化する価値観の中での生き方の選択、支え合いの取組など、県民の皆さんの選択を支えることのできる広聴広報活動に取り組んでいきます。また、地域の魅力への気づきや、地域の新しい価値を県民の皆さんとともに創る取組など、地域の魅力向上につながる広聴広報活動に取り組んでいきます。

### 取組方向

- 政策展開の中で広聴広報活動を事業と一体のものにとらえ、県の情報発信の質を担保する全庁統一的なクオリティ・コントロールに取り組めます。さらに、県の認知度の向上・イメージアップを図っていくため、県内市町や企業、NPOなど関係機関と連携した情報発信についても強化していきます。
- 県広報紙やウェブサイト等の県が所管する広報媒体と、各種広告やパブリシティ、ソーシャルメディアなどさまざまな媒体のベストミックスによる情報発信に取り組めます。特に、ICTがもたらすメディア環境やコミュニケーション構造の変化に対応したメディア戦略に取り組み、継続的に県民の皆さんとつながる環境を構築していきます。
- 県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT広聴事業（e-モニター）」など、さまざまな手法を活用した広聴活動を展開していきます。
- 県政の透明性を高め、公正で民主的な行政運営を推進するため、情報公開制度を的確に運用します。また、県や市町、企業、関係団体等のさまざまな取組に生かせるよう各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供していきます。

平成 31 年度末での到達目標

県政情報が、多様な広報媒体を通じて県民の皆さんの視点に立って効果的に発信されることで、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼が深まるとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合	30.2%	50.0%	「みえ県民意識調査」で、得たいと思う県の情報が、得られていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>40501 効果的な広聴広報機能の推進 (主担当：戦略企画部広聴広報課)</p> <p>県広報紙やインターネットなど多様な広報媒体のベストミックス、質の高いパブリシティの実現により、県民の皆さんが必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるとともに、県民の声相談やＩＴ広聴事業（e-モニター）などの手法を活用して、広聴活動を展開します。</p>	県民等による県政情報の拡散件数	—	123,000 件
	<p>〔目標項目の説明〕 ソーシャルメディアに拡散されている情報から、県ウェブサイトアクセスされた件数</p>		
<p>40502 戦略的なプロモーションの推進 (主担当：戦略企画部広聴広報課)</p> <p>移住や少子化対策、誘致（誘客）などの各プロモーション事業を総合的にPRするため、平成27（2015）年度にプロモーションサイトを開設し、映像や画像等を効果的に活用して、県に関する興味・関心を喚起する取組を展開していきます。</p>	県広報プロモーションのファン数	—	42,000 人
	<p>〔目標項目の説明〕 県広報プロモーション（平成27（2015）年9月に開設したプロモーションサイト等）と連動したソーシャルメディアのツールを通じて“常につながっている”県民等の数</p>		
<p>40503 統計情報の効果的な発信と活用の促進 (主担当：戦略企画部統計課)</p> <p>県民の皆さんや企業・団体が、必要な統計情報を自由に入手、加工・分析して、社会状況の判断や行動・活動の基礎とするなど、さまざまな意思決定に利用できるよう、各種の統計情報を提供していきます。</p>	統計情報利用件数（みえDataBoxアクセス件数）	84.1 万件 (26 年度)	86.5 万件
	<p>〔目標項目の説明〕 県の統計情報のインターネット上の総合窓口となっている「みえDataBox」への年間アクセス件数（訪問者数）</p>		
<p>40504 行政情報の積極的な公開と個人情報の適正な保護 (主担当：戦略企画部情報公開課)</p> <p>情報公開事務がより円滑に実施されるよう、職員研修等の実施や相談等への対応を通じて、公文書の開示、行政情報の公表等「情報公開条例」の的確な運用に努めます。 また、県が保有する個人情報が適正に取り扱われ、県民の権利利益が保護されるよう、職員研修等の実施や相談等への対応を通じて、個人情報保護制度の適正な運用に努めます</p>	公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	0.28% (26 年度)	0.5%以下
	<p>〔目標項目の説明〕 公文書および保有個人情報の部分開示決定件数等（部分開示・非開示・存否応答拒否・不存在）のうち、情報公開審査会、個人情報保護審査会に審査請求に伴う諮問があり、審査会で認容（一部認容を含む）と判断された件数の割合</p>		

### 3 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成28年3月改訂版)(案)について

以下の資料(2月18日全員協議会配布資料)をご覧くださいませ  
ようお願いします。

- ・ 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月改訂版)(案)

## 4 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）について

### 1 策定の背景

平成26年6月、教育委員会制度の抜本的な改革を内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成27年4月1日から施行されました。

この改正により、教育委員会との協議・調整を行う場としての「総合教育会議」の設置、教育施策大綱（教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱）の策定が義務づけられました。

### 2 総合教育会議における大綱の協議状況

- 第1回総合教育会議（H27. 4. 23） 構成案、記載事項、基本方針等の協議
- 第4回総合教育会議（H27. 7. 15） 骨子案について協議
- 第6回総合教育会議（H27. 9. 8） 中間案について協議
- 第8回総合教育会議（H27. 11. 28） 最終案について協議
- 第11回総合教育会議（H28. 2. 24） 最終案について再協議

### 3 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）の内容

（別添資料1のとおり）

### 4 今後の予定

3月中に三重県教育施策大綱を策定します。

## 5 ひとづくり政策について

### 1 三重県教育施策大綱（仮称）

法改正により本年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられた教育施策大綱の策定作業を進め、最終案を取りまとめました。

#### (1) 策定にかかる協議等の状況

- 総合教育会議（5回にわたり協議）
- パブリックコメント（55人・団体から196件の意見）

#### (2) 取組成果・今後の方向性

大綱により、本県のひとづくり政策全体の方向性が明確になりました。  
今後、大綱に掲げた6つの基本方針に基づき、県民力を結集し、生涯を通じた途切れのない施策の円滑な推進を図ります。

### 2 三重県総合教育会議

法改正により本年度から設置した「三重県総合教育会議」を定期的を開催し、知事と教育委員会の連携強化を図りました。

#### (1) 会議開催概要

- 第1回会議（4/23） 【議題】 教育施策大綱等
- 第2回会議（5/29） 【議題】 体力向上
- 第3回会議（6/30） 【議題】 学力向上
- 第4回会議（7/15） 【議題】 教育施策大綱骨子案
- 第5回会議（8/30） 【議題】 学力向上
- 第6回会議（9/8） 【議題】 学力向上、教育施策大綱中間案
- 第7回会議（10/27） 【議題】 家庭教育、幼児教育
- 第8回会議（11/28） 【議題】 教育施策大綱最終案、子どもの貧困
- 第9回会議（12/26） 【議題】 体力向上
- 第10回会議（1/30） 【議題】 いじめや暴力のない学校づくり
- 第11回会議（2/24） 【議題】 教育施策大綱最終案、地方創生教育

## (2) 取組成果・今後の方向性

本県の教育にかかる課題やあるべき姿について、知事と教育委員会との認識の共有が進み、幼稚園・保育所等と小学校の連携が充実するなどの成果につながりました。

来年度も、3ヶ月に2回程度を目途として、総合教育会議を開催していく予定です。

## 3 「学び」の選択肢拡大に向けた検討懇話会

学習者の視点からの「学び」の選択肢拡大に向け、有識者を交えた検討懇話会を開催し、先駆性のある施策の検討を行いました。

### (1) 会議開催概要

- 第1回会議（8/23） 【議題】 自由討議
- 第2回会議（10/18） 【議題】 地方創生に向けた教育、家庭教育
- 第3回会議（2/1） 【議題】 自由討議（ポストサミット等の切り口を提示）

### (2) 取組成果・今後の方向性

本懇話会での議論を通じて、家庭教育の充実を図る必要があるとの機運が加速し、来年度の新規事業立ち上げにつながりました。

また、新しい視点から、多くの施策を提案いただくことができました。

今後、これらの提案を整理し、政策資料として活用するとともに、①新しい施策の提案 ②国に対する政策提言への反映 ③既存の施策の改善につなげることを検討していきます。

#### 【参考】 いただいた提案の例

- ・小学校段階からのアントレプレナーシップ教育の導入
- ・農業体験活動の拡充
- ・郷土教育の充実（他地域との交流・新教材の作製、祭りの活用 など）
- ・企業との連携の促進（塾との連携、企業によるものづくり塾 など）
- ・山村留学の実施
- ・世界トップクラスのアーティストの招聘
- ・大学・学部の新増設（情報、食、外国語関係 など）

#### 4 家庭教育・幼児教育の充実に向けた対応

家庭教育・幼児教育の充実、及び小学校教育との連携の促進を図るため、子ども・家庭局、教育委員会、戦略企画部による合同打ち合わせを繰り返し行い、以下の新規取組等を実施していくこととしました。

- 家庭教育の応援戦略及び啓発手法の確立（3部局合同：新）
- 子育て支援事業における「親の学びの場」づくり（子ども：一部新）
- 生活習慣・読書習慣チェックシートの一層の活用（教育）
- 幼児教育における優れた指導事例の収集・普及（教育：新）
- 幼保への社会体育指導員等の派遣を通じた体力向上（教育：新）
- 野外体験保育等の普及啓発の推進（子ども：新）
- 幼保小接続モデルカリキュラムの作成・普及（教育：新）
- 幼稚園教諭、保育教諭、保育士の合同研修の充実（子ども・教育合同）

#### 5 県内高等教育機関の充実

県内高等教育機関の教育の質や魅力を高める取組を支援するとともに、地域との連携を促進しました。

##### ①地域と高等教育機関等の魅力発信

地域と高等教育機関の魅力を伝える冊子を作成し、県内の全高校2年生等に3月中に配付します。来年度も実施する予定です。

##### ②地方創生に向けた高等教育機関の取組支援（県版COC補助金）

8月に3件を採択（3年間補助）、11月に3件を追加採択（単年度補助）しました。来年度予算にも新規採択分を計上しています。

##### ③学生の地域活動の参加促進

地域と学生とのマッチング等を行う「学生×地域活動」サポート情報局を11月に開設しました。今後、学生の地域活動への参加を一層促進します。

##### ④「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」の創設

県内全高等教育機関及び県が参加し、3月中に創設します。学生の地域活動支援、県内就職支援、共同授業の開発、合同研修等に取り組んでいく予定です。

⑤奨学金を活用した若者の県内定着促進

県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。

⑥「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」にかかる連携

本県産業を担う人材の養成をめざした三重大学の事業提案が補助採択されるよう、申請段階から連携して取り組みました。今後、事業に参加する県内全高等教育機関および県内企業等と連携し、的確な事業推進を図ります。



## 6 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

### 1 全国知事会議

- (1) 開催日 平成 27 年 12 月 17 日
- (2) 開催場所 東京都
- (3) 主な概要

- 平成 28 年度与党税制改正大綱の地方税制部分について報告があり、地方創生推進のための必要な財源や地方一般財源総額の確保など、全国知事会として国に対し申し入れが必要な項目等について説明がありました。
- 高市総務大臣との意見交換が行われました。全国知事会からは、一般財源の総額の確保や別枠加算及び歳出特別枠の堅持、地方創生のための新型交付金の充実及び地方負担の軽減、マイナンバー制度にかかる情報セキュリティの充実、軽減税率による社会保障財源の減収対策、トップランナー方式による運用にあたっての地方への配慮、特別交付税の 6% の堅持、G 7 サミット情報通信関係閣僚会合開催にあたっての支援等について要請を行いました。

大臣から、それぞれについて回答があり、地方が安定的に財政運営を行えるよう、必要な財源はしっかり確保していきたいこと、各種制度の制度設計・運用にあたっては地方の意見を十分聞き、連携しながら進めていきたい旨の発言がありました。

### 2 三重県・広島県知事懇談会

- (1) 開催日 平成 28 年 2 月 9 日
- (2) 開催場所 広島県広島市
- (3) 主な概要

- 「伊勢志摩サミットを契機とした連携」、「地方創生の着実な推進」、「医療・介護・福祉産業の振興に係る連携」、また、少子化対策等の推進として、「結婚支援」「仕事と家庭を両立しながら働きやすい環境の充実」を議題に協議を行いました。
- 「伊勢志摩サミットを契機とした連携」では、サミットの成功に向け、連携して PR や機運の醸成に取り組むことになりました。また、ポストサミットの取組として、両県で開催されるジュニア・サミット（三重）と青少年外相会合（広島）の参加者同士の交流機会を設けていくこととしました。

### 3 ふるさと知事ネットワーク第9回知事会合

(1) 開催日 平成28年2月11日

(2) 開催場所 東京都

(3) 主な概要

○ 石破地方創生担当大臣に提言書を手交した後、各県知事と石破大臣との意見交換が行われました。

○ 鈴木知事からは、地方創生を深化させるためには、社会減対策だけでなく、全体の人口を増やす少子化対策が重要であること、また、家族関係支出の対GDP比が諸外国と比べ低いことから、財源を確保し家族関係支出を増やすよう要望しました。

各県知事からの発言を受け、石破大臣からは、各県知事にはイニシアチブをとっていただき、地方の良さを実感できるようにしていく必要があること、地方創生は10年、20年かけてやっていく取組であるので、少しずつでも進めていきたいとの発言がありました。

## 7 審議会等の審議状況について

(平成27年11月24日～平成28年2月17日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成27年 12月11日、12月15日 平成28年 1月22日、1月27日
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 岩崎 恭彦、川村 隆子 委 員 藤本 真理 他3名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て11事案について審議され、うち8事案について答申の確定が行われました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	当該期間中は、開催されませんでした。
3 委員	会 長 藤枝 律子 会長職務代理 岩崎 恭彦 委 員 尾西 孝志 他3名 (専門委員1名を含む)
4 諮問事項	
5 調査審議結果	
6 備考	

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、県独自にマイナンバー（個人番号）を利用できる事務（以下「独自利用事務」という。）を定め、当該事務について県の内部で効率的な情報の連携を行うための規定を整備するものです。

### 2 改正の必要性

マイナンバーを利用することで、国、県、市町等複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになり、これにより、税や福祉の行政手続で必要な住民票や所得証明書などの添付書類を省略し、県民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能になります。

しかし、県で行う事務の中には、法に基づきマイナンバーを利用して実施される行政サービス（法定事務）に加えて実施している事務もあり、それらの事務について、法定事務と同様の効果を図るためには、法第9条第2項に基づく独自利用事務として条例で定める必要があります。

### 3 改正内容

(1) 独自利用事務として、次の2事務を規定します。

- ① 知事が行う、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
- ② 教育委員会が行う、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）

(2) 独自利用事務を処理するために、同一執行機関においてマイナンバーを利用した情報の相互利用を行える範囲を規定します。

(3) 独自利用事務を処理するために、執行機関をまたいでマイナンバーを利用した情報の相互利用を行える範囲を規定します。

### 4 施行期日

公布の日から施行

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右提出する。

平成二十八年二月十八日

三重県知事 鈴木英敬

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第一条中「個人番号の利用」の下に「及び番号法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第三条中「利用」の下に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第四条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

本則に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供）

第五条 番号法第十九条第九号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則（以下「規則」という。）及び三重県教育委員会規則で定める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第四条関係）

機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて三重県教育委員会規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>五 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに</p>

		<p>永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
二知事	<p>番号法別表第二の九の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
三知事	<p>番号法別表第二の十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
四知事	<p>番号法別表第二の十六の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
五知事	<p>番号法別表第二の二十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
六知事	<p>番号法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
七知事	<p>番号法別表第二の二十八の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
八知事	<p>番号法別表第二の三十一の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
九知事	<p>番号法別表第二の六十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第三（第五条関係）

十 知事	十一 知事	十二 知事	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
番号法別表第二の八十七の項の第二欄に掲げる事務	番号法別表第二の百八の項の第二欄に掲げる事務	番号法別表第二の百二十の項の第二欄に掲げる事務		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて三重県教育委員会規則で定めるもの
生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの			教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて三重県教育委員会規則で定めるもの
生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	三 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて三重県教育委員会規則で定めるもの 二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用について



<p>の援助に関する情報であって三重県教育委員会規則で定めるもの</p> <p>三 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって三重県教育委員会規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項に基づく個人番号利用事務を追加し、同法第十九条第九号に基づく特定個人情報情報の提供を行うため、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に  
 関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

行政手続における特定の個人を識別するための  
 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
 の利用及び特定個人情報の提供に関する条  
 例

行政手続における特定の個人を識別するため  
 の番号の利用等に関する法律に基づく個人番  
 号の利用に関する条例

(趣旨)

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人  
 を識別するための番号の利用等に関する法律（平  
 成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」とい  
 う。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び  
 番号法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提  
 供に關し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人  
 を識別するための番号の利用等に関する法律（平  
 成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」とい  
 う。）第九条第二項に基づく個人番号の利用に關  
 し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の  
 提供に關し、その適正な取扱いを確保するために  
 必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図り  
 ながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じ  
 た施策を実施するものとする。

第三条 県は、個人番号の利用に關し、その適正な  
 取扱いを確保するために必要な措置を講ずると  
 もに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体  
 的に、地域の特性に応じた施策を実施するものと  
 する。

(個人番号の利用範囲)

(個人番号の利用範囲)

第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、  
 別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に  
 掲げる事務及び知事が行う番号法別表第二の第二  
 欄に掲げる事務とする。

第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、  
 知事が行う番号法別表第二の第二欄に掲げる事務  
 とする。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に  
 掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の  
 下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保  
 有するものを利用することができる。ただし、番  
 号法の規定により、情報提供ネットワークシステ  
 ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当  
 該特定個人情報の提供を受けることができる場合  
 は、この限りでない。

3 (略)

2 (略)

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができ  
 る場合において、他の条例、規則その他の規程の  
 規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報  
 を含む書面の提出が義務付けられているときは、  
 当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第五条 番号法第十九条第九号の規定による条例で

定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、三重県規則(以下「規則」という。)及び三重県教育委員会規則で定める。

別表第一(第四条関係)

機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に關する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に關する事務(特別支援学校への就学奨励に關する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)によるものを除く。)であつて三重県教育委員会規則で定めるもの

別表第二(第四条関係)

機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に關する事務であつて規則で定めるもの	一 災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)による救助又は扶助金の支給に關する情報であつて規則で定めるもの 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四

号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

五 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

		<p>邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
二 知事	<p>番号法別表第二の九の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活に困窮する外国人に對する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
三 知事	<p>番号法別表第二の十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
四 知事	<p>番号法別表第二の十六の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
五 知事	<p>番号法別表第二の二十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>

六 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の二十六の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
七 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の二十八の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
八 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の三十一の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
九 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の六十四の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
十 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の八十七の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
十一 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の百八の項 の第二欄に掲 げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの
十二 知事	掲げる事務 番号法別表第 二の百二十の 項の第二欄に 掲げる事務	生活困窮外国人の保護関 係情報であつて規則で定 めるもの

別表第三(第五条関係)

情報提供 特定個人情報 機関	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であつて規 則で定めるも の	教育委員 特別支援学校 への就学のため 必要な経費の 支弁に関する 情報(特別支 援学校への就 学奨励に 関する法律に よるものを除 く。)
情報照会 事務 機関	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であつて規 則で定めるも の	特別支援学校 への就学のため 必要な経費の 支弁に関する 情報(特別支 援学校への就 学奨励に 関する法律に よるものを除 く。)
知事	生活保護法に よる保護の決 定及び実施又 は徴収金の徴 収に関する事 務であつて規 則で定めるも の	特別支援学校 への就学のため 必要な経費の 支弁に関する 情報(特別支 援学校への就 学奨励に 関する法律に よるものを除 く。)

		二 知事 中国残留邦人教育委員 等支援給付等会	県教育委員会 規則で定める もの
	生活に困窮する外国人に對する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)であつて三重県教育委員会規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)であつて三重県教育委員会規則で定めるもの
三 知事	生活に困窮する外国人に對する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて三重県教育委員会規則で定めるもの
		二 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて三重県教育委員会規則で定めるもの	三 特別支援学校への就学の

ため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて三重県教育委員会規則で定めるもの